

北海道受動喫煙防止対策推進プラン（素案）への道民意見について

○「素案」に関する「道民意見提出手続」を踏まえ整理

No.	「素案」の項目	「素案」に対するパブリックコメントにおける 主な意見等		「案」の作成に向けた方向性	
		頁	道民意見提出手続(12/8～1/9)	事務局の考え	本文修正の有無
1	第1～6 計画策定の趣旨など	-	●確実に受動喫煙による心筋梗塞、脳梗塞、肺疾患などの発症率を下げる。	● たばこ対策全般に係るご意見であることから、「北海道健康増進計画」及び「たばこ対策推進計画」の改訂や今後の施策を行う上での参考とさせていただきます。	-
2	第7 受動喫煙防止対策に関する具体的施策 「1 普及啓発」	P4	●「受動喫煙」というものがどのような状態を指すのかわかりません。周りに聞くとみんな言っていることが異なります。健康への被害を防止することが受動喫煙防止対策だと考えます。	● 受動喫煙による健康影響について、引き続きポータルサイトやSNS等により、普及啓発を行ってまいります。	-
3	第7 受動喫煙防止対策に関する具体的施策 「1 普及啓発」 「3 市町村及び事業者等の取組の促進」	P4、 P6	●企業、店舗、レストラン、タクシーなどの屋内や、車内は絶対禁煙が必要だと啓蒙すべき。	● 健康増進法で定める屋内施設の類型ごとの規定に基づき、普及啓発など受動喫煙防止の取り組みを促進してまいります。	-
4	第7 受動喫煙防止対策に関する具体的施策	P5	●義務教育や市民講座を通じて学習機会を確保すべき。 ●ぜひ正しい影響をお伝えください。人によって異なる知識は人を人から遠ざけます。差別や偏見にもつながります。特に子どもに対しては注意が必要です。	●道民、事業者及び関係団体が、受動喫煙防止対策に関する理解を深められるよう、引き続き、健康教育資材の提供や講座を実施してまいります。	-
5	「2 学習機会の確保」		●受動喫煙防止対策の理解を深める「出前講座」は、その対策に積極的ではない企業や団体を対象に行い意識を変えてもらいたいと考えます。	●条例の基本理念に則り、多くの企業や団体が、受動喫煙防止対策の理解を深めることができるよう、主な施策の文言を修正する。	あり
6	第7 受動喫煙防止対策に関する具体的施策 「4 実施状況の調査」	P7	●駐車禁止取り締まりのような指導を行うべき。	●健康増進法に基づき、違反者に対して適切に対応してまいります。	

No.	「素案」の項目	「素案」に対するパブリックコメントにおける 主な意見等		「案」の作成に向けた方向性	
		頁	道民意見提出手続(12/8～1/9)	事務局の考え	本文修正の有無
7	第8 法と連動した受動喫煙防止の取組の推進	P8、 P9	●原則という言葉をとりはらい、まず、絶対屋内禁煙を実現すべき。	●健康増進法で定める屋内施設の類型ごとの規定に基づき、普及啓発するなど受動喫煙防止の取り組みを促進してまいります。	—
8			●受動喫煙の危険が高い位置への灰皿を設置や、路上での歩きタバコなど、喫煙者の自主的な受動喫煙防止への配慮は得られない。条例により法的規制を掛けて全ての道民が健康に過ごせるようにするのが、道の責務であると考えます。	●健康増進法では、「喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。」と規定されており、道立保健所が実施する地域説明会等のほか、ポータルサイトやSNS等により、普及啓発を行ってまいります。	—
9			●受動喫煙防止対策を推進する上で、適切な分煙環境を整備することが重要であるため、北海道及び道内各自治体において、地方たばこ税を活用した公共又は民間の屋内外の分煙施設の整備を要望する。 ●適切な分煙環境整備促進に向けて国の助成制度に、道が助成を上乗せする形で拡充し事業者施設の整備の促進を図るよう要望致します。	●受動喫煙防止対策を推進する上で、適切な分煙環境を整備することが重要であることから、飲食店等に対して国の「受動喫煙防止対策助成金」等の活用を周知するほか、市町村に対しては、屋外分煙施設の整備に係る地方財政措置等に関する情報提供を行ってまいります。	
10			●飲食店やホテルの客室など、行政が介入して強制するのではなく、各事業主が経営判断して、吸う・吸わないの環境を選択できる状態であり、経営の自由度は担保されるべきと思います。	●飲食店等で喫煙を認める場合には、「喫煙専用室」などの設置を求めるものであり、その設置の判断は、施設管理権限者の判断により選択可能であることなど事業者への情報提供に努めます。	—
11	第9 その他の取組 「歩きたばこ等の防止」や「サードHANDSモークへの対応」	P9	●サードHANDSモークは、健康影響がまだ明らかになっていないため、道民へ誤った啓発とならないよう事実に基づく適切な周知を要望する。 ●屋外の喫煙でも受動喫煙が生じることの啓蒙や三次喫煙の周知をすべき。	●サードHANDSモークは、受動喫煙の防止と合わせて、様々な研修会やホームページ等において健康影響等に関する情報が発信されているが、厚生労働省においては、研究がまだ少なく、健康影響についてもまだ明らかでないといわれています。道では、このような状況を踏まえ、受動喫煙防止対策に関連するその他の取組として、厚生労働省のホームページなど、適切な情報を周知してまいります。	—
12			●「北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例」を広く周知することに加え、公共的な喫煙所の設置を推進のうえ、喫煙者に定められた場所での喫煙を啓発するべきと考えます。 ●公共の場所において「吸い殻入れ」を携帯しているからと言って、どこでも吸っていいわけではありません。望まぬ受動喫煙を防止するために、周囲に配慮する必要があります。道が主体となり自治体とともに「地方たばこ税」などを活用し適正な分煙施設を整備し歩きたばこを抑制する取組が必要だと考えます。 ●歩きたばこ等の防止については、公共の場所において「吸い殻入れ」を携帯しているからと言って、どこでも吸っても良いわけではありません。この条例の8条については解釈によっては誤解を招く可能性があります。道が主体となり自治体とともに「地方たばこ税」などを活用し適正な分煙施設を整備し歩きたばこを抑制する取組が必要だと考えます。 ●「歩きたばこの防止」が条例で規定していないのであれば、条例で規定すべき。規定できないなら、今回策定する「受動喫煙防止対策推進プラン」の中に「歩きたばこはしてはいけない。」と記載するべき。	●受動喫煙防止条例は、受動喫煙が人の健康に悪影響を及ぼすものであるとの認識の下に、全ての者に望まない受動喫煙を生じさせないことを基本理念としております。歩きたばこ等の防止については「北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例」で規定されていることから、健康増進法や受動喫煙防止条例と合わせ、市町村や関係団体等との連携を図りながら、リーフレットやポータルサイト等を通じて周知してまいります。	—

No.	「素案」の項目	「素案」に対するパブリックコメントにおける 主な意見等		「案」の作成に向けた方向性	
		頁	道民意見提出手続(12/8~1/9)	事務局の考え	本文修正の有無
13	第10 数値目標	P10	●「適切な分煙環境の整備」について、分煙環境が極めて少ない事が問題であり、隠れ喫煙を助長している大きな要因であることから、公共の分煙環境整備に数値目標を設定すべき。	●公共の分煙環境整備については、都道府県や市町村が地域の実情に即し、設置するものであり、数値目標を設定することは馴染まないと考えます。	—
14			● 喫煙者を10%以下に減らす。屋内禁煙100%をめざす。	●喫煙率の指標については、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針に基づき、北海道健康増進計画において、目標値を12%としています。 また、この推進プランは、北海道受動喫煙防止条例の基本計画として策定するものであり、条例では、20歳未満の子どもが利用する幼稚園、保育所、小中高校等の敷地内における受動喫煙防止措置について規定し、推進プランでは目標値を100%に設定していますが、その他施設については、条例で同様の規定は設けていないため、数値目標は設定しません。	—
15	第11 計画の進行管理と評価	P11	●四半期単位でデータを公開すべき。	●引き続き、受動喫煙防止対策の実施状況を把握するための調査結果について、道のホームページへ随時、掲載します。	—
16			●すこやか北海道21(たばこ対策推進計画)への統合の検討に当たっては、科学的根拠に基づき、様々な立場の者による公正な議論がなされることを要望する。	●道が実施する受動喫煙防止対策の実施状況を把握するための調査結果や国が公表する情報等に基づき、「道民の健康づくり推進協議会(受動喫煙防止対策専門部会)」において、受動喫煙防止対策の進捗状況を把握のうえ、統合する予定です。	—
17	その他	—	●健康増進法の屋内での受動喫煙防止の規定を屋外にも広げるべきで、屋内だけでなく、屋外の公共的施設や、歩道(路上)、公園、子ども関連施設、屋外スポーツ施設、遊泳場、スキー場、レクリエーション施設、社寺仏閣などを含め、禁煙空間を広げていただきたい。	●健康増進法で定める屋内施設の類型ごとの規定に基づき、普及啓発など受動喫煙防止の取り組みを促進してまいります。	—
18			●子どものいる場所や傍での喫煙・タバコをやめるルール作りの推進をお願いしたい。	●20歳未満の者に受動喫煙を生じさせないよう、「保育所、幼稚園、小・中・高校等の第一種施設の屋外に特定屋外喫煙場所を定めないようにしなければならない。」としている他、公園その他の多数の者が利用する屋外の施設であって21歳未満の者を主にその利用の対象とする場合、「喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、特定屋外喫煙場所を定めることと同等の措置を講ずるよう努めなければならない。」としています。	—
19			●歩きタバコをしている者から罰金を徴収してください。歩きタバコ喫煙者は罰金や罰則がないとやめません。出来ないなら理由を説明してください。	●本プランの内容に直接関係のないご意見として受理し、今後の受動喫煙防止対策業務の参考とさせていただきます。	—
20			●家族や、職場、公共の場などの受動喫煙で、病気になり、早死にした人は数知れない。 吸える場所を限りなくゼロに近づけていくことが、受動喫煙の危害防止だけでなく、喫煙者の禁煙を促すことになるので、対策強化をよろしくお願いします。	●たばこ対策全般に係るご意見であることから、「北海道健康増進計画」及び「たばこ対策推進計画」の改訂や今後の施策を行う上での参考とさせていただきます。	—
21			●喫煙者に禁煙を促し勧めるために、「禁煙治療の2/3助成」を道と自治体でもよりいっそう進めていただきたい。		
22	●タバコ病による早死にを無くするための取り組みをよりいっそう進めていただきたい。				

No.	「素案」の項目	「素案」に対するパブリックコメントにおける 主な意見等		「案」の作成に向けた方向性	
		頁	道民意見提出手続(12/8~1/9)	事務局の考え	本文修正の有無
23	直接関係のない意見	-	●2024年の5/31世界禁煙デーと禁煙週間の機会に、イエローグリーンのライトアップに参加をお願いします。	●本プランの内容に直接関係のないご意見として受理し、今後の受動喫煙防止対策業務の参考とさせていただきます。	-
24			●我が国でも「タバコの添加物の法規制と監督機関の創設」を貴道からも国へ要請いただきたい。		
25			●PM2.5や匂いセンサーなど利用しての立ち入り調査、指導すべき。		
26			●海外から来た観光客が、いたるところで副流煙にさらされたら、当然幻滅するしリピートされなくなる。	●本プランの内容に直接関係のないご意見として受理し、関係課と情報共有するなど施策の参考とさせていただきます。	
27			●道庁のエレベーターに乗ると全身にタバコ臭を纏った職員がいる。道職員の受動喫煙防止対策を推進するのが先であるとする。		